

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和8年6月2日（火）午後2時00分～午後3時50分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	北 中 賢 一
委 員	倉 幹 夫
委 員	畑 崎 幸 男
委 員	甲 斐 嘉 晃
委 員	丸 田 智代子
委 員	吉 本 秀 樹

事務局	局 長	今 中 豊
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	塩 見 瞳 季

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	井 上 太 郎
	技 師	川 崎 優 海

京都府農林水産部水産課	副主査	田 中 寿 幸
-------------	-----	---------

伊根町地域整備課	主 事	松 本 里 菜
京丹後市海業水産課	課長補佐	山 下 琢

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに）の漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第3号議案 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

5. 議事

今中局長

定刻となりましたので、今年度最初の海区調整委員会を開催させていただきます。

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

私は5月1日の人事異動で、水産事務所長を拝命しました今中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初回の委員会ということですので、今年度の事務局職員を紹介させていただきたいと思います。

～（事務局職員一覧の順に、事務局長から職員を紹介）～

以上の職員で運営して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況につきまして、村岡委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は9名で、委員会規定第6条により過半数の出席をいただいているということで開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

本日は皆さん御多用の中、また、足元の悪い中、出席いただきましてありがとうございます。

新しい事務局体制となつてございますがよろしくお願いいたしますと思います。本日は3つの議題がございます。

第1号議案「特定水産資源のぶりの漁獲可能量について」、第2号議案「特定水産資源まさば及びごまさば、ずわいがにの漁獲可能量について」、第3号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について」、以上3つの議案は京都府知事からの諮問になっておりますので、答申にむけて御審議をお願いします。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。甲斐委員、吉

本委員よりお願いいたします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

まず第1号議案でございます。「特定水産資源のぶりの漁獲可能量について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

田中副主査

(第1号議案について説明)

葭矢会長

それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

令和8管理年度におけるぶりの漁獲可能量について、試行目安数量が1,164t、この数量を中心にして、運用上どういう課題があるのかといったようなことを洗い出すためのひとつのステップであるというような考え方で、今回この数字が出されたということのようです。この内容につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願い致します。

倉 委 員

例えば、3月時点で2,000t近くになったときには、どのような対応になるのでしょうか。

田中副主査

今のところ水産庁からは、ステップ2については試験の運用段階であり、まずは課題を見つけていく段階です。基本的に、操業自粛のようなペナルティはないので、現時点では、皆様が普段漁業をされる上で特段支障はないと思っております。

川崎技師

よろしいですか。今回、ステップ2に入り、試行による数量を京都府で管理する中で資源管理のルールとして、繰入れと融通があります。繰入れは、令和9管理年度から当初配分の約15%を令和8管理年度に借入れるルールです。融通は、他の都道府県や大中型まき網から漁獲可能量の枠を貸し借りするというルールです。そのルールを活用して、目安数量にプラス追加配分を加えた数値で漁獲量をコントロールしていくのが、ステップ2試行段階での大まかな目的です。また、ぶりは年により来遊の変化が激しい魚種なのは他府県も共通の認識であり、くろまぐろのように突発的な事由で網から放流せざるを得ないことをなるべく減らそうと、石川県や日本海側で任意の府県のグループを作り、その中で融通をスムーズにし操業停止することなく、年度末まで漁獲管理するよう

な取り組みも開始しようとしています。補足説明は以上です。

葭矢会長 倉委員どうぞ。

倉 委 員 今、目安として示されているのは、令和3～5年の漁獲量平均値ということなのですが、その15%を繰り入れできるということはあるのですが、令和8年が仮に2,000tになったとします。そうすると、800t ぐらいオーバーするわけですから、超過分は令和9管理年度ではなくて、第10管理年度の平均値の中に入ってくるわけですか。

川崎技師 現在の試行目安数量は、令和3～5年の3ヵ年の実績の平均を基に資源管理基本方針に則り、とりあえずその数量で定めています。今回、御質問にもありました、年により来遊の変化が激しい魚種なので、この3ヵ年の平均値でそれぞれの配分数量を定めるのは範囲が狭いのではないかという意見は、他の府県からも水産庁へありました。そのことも含め、このステップ2の中で、試行目安数量が実際に実態に則しているのかも議論の中にあります。ステップ3に上がるまでには、実態に見合った配分基準を定めることも議論していきます。

葭矢会長 この試行目安数量というものは、仮に管理年度中にオーバーしても、特にペナルティーはないけれども、行政指導的なものはあるのですか。

川崎技師 指導は特になく、基本的に自然体の操業なので、府で融通とか繰入れに関しては、実際の漁業関係者に意見聴取しながら目安の漁獲枠を増やしつつ調整していく運用になると思います。

葭矢会長 狩野委員どうぞ。

狩野委員 ぶりも北海道のいかと同じ考え方でいいのですか。要は、水産庁が一応TAC的なものを作り、量的に増えた場合には増やせるから、その辺を、もうこの辺で押さえ込むということなのか、超過すればそれでも良いという考えなのか、見解はどうなのですか。

川崎技師 そうですね。まず、試行目安数量なので、超過したときにペナルティは発生しません。日本全体で、目安数量を 97,000t と定めています。それを日本全体の漁獲量でオーバーしないように、なるべく融通等を使って工夫しましょうというのが、このステップ 2 での目的です。もし、京都府単体で、この目安数量を超過したとしても、他の都道府県で余っている漁獲枠等融通しつつ、枠を超えない範囲で何とか操業をしていきたいと思います。

狩野委員 その枠を超えない程度と言ったら 100,000t より下。枠を超えた場合はどうなるか。実際に小型いか釣りは枠を超えました。最終的に今年は倍ということになっているが、その辺と同じような考え方で良いのかどうかということで確認しています。

川崎技師 そうですね、するめいかに関しては、資源量調査で資源量が多いことがわかり、途中で漁獲枠が増えました。ぶりに関しては、まだ試行目安数量という段階なので、するめいかと違い、漁獲枠を超過しても採捕停止などペナルティはかからないというルールになります。

倉 委 員 要するに目安ということですから、目安は 1,164 t ですが、自然体でやってもらって結構ですよという、そういう御発言もありました。自然体でやったときに、2,000 t になったときはどうするかというと、その 15%分を持ってくる。2,000t に達しても、その時は別にどうぞ獲ってもらったら結構なんですよということですね。15%繰り入れるとか、他県から貰うなどという話は、全て京都府の方でやっていただける話で、現場は、とにかく入網したぶりは全部出荷して結構ですよということなんですね。

川崎技師 そうです。

葭矢会長 明解に答えてもらいました。あくまでも試行的な数字なので、オーバーしてもストップはかけないというのが水産庁の考えのようです。従来の譲り合いや繰り入れの方法も、試行的な運用を含めて進めていき、管理体制の内容がどのようなかたちになっていくのかも含め、試行だというような考え方みたいですね。数量に対して厳格にペナルティをかけていくというのは、おそらく現場でも早々に

考えておられないと思いますのでね。その辺りを、現場の方でいろんな課題が出てきたときに、委員会の場であったり、また水産庁に対する申し入れの場があるので、現場の状況を把握したうえで、上手く資源管理がやっていけるのか、水産庁に理解していただきながら進めていくということです。くろまぐろで、かなり漁業者の方もしんどい思いをされておりますので、その点も踏まえて、ぶりは漁獲量も多く、経営上も非常に重要な魚種ですので、現場の声を国にあげていくことも大切であると思います。とりあえず、今回の諮問については1,160tというのは試行的な目安数量で、従来のシステムなどを上手に使いながらやっていきましょう。ただし、ペナルティがかからない、獲れるだけ獲っていいと。ただそうは言ってもあまり多いと水産庁から当然お声もかかってくると思いますので、それはその時、また考えるということになると思います。

田中副主査 よろしいですか。

葭矢会長 どうぞ。

田中副主査 先ほど、漁獲量が漁獲枠から超過したするめいかの事例について話されましたが、青森県が昨年、試行水準の5～6倍のするめいかを獲り、数量明示となり翌年度から厳格にペナルティーが課せられる状況になり、ぶりについても、今年操業される分には特段支障はないのですが、翌年度や翌々年度は、水産庁から何か通達が来るかもしれません。その点は承知おきいただければと思います。一方で、京都府のぶりの数量は、全国シェアの1.2%ほどです。おそらく獲り過ぎても、全国の合計97,000tにはあまり影響がないというのがステップ管理の考え方ですので、今年は通常通り操業していただいても良いと考えております。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。倉委員どうぞ。

倉 委 員 行く末はどちらにしても、漁獲可能量を明示するという話ですから、3、4年先には、京都府が何トンという、明確な数字が示されるのでしょうか、私が聞いておりますところでは、漁獲量の多い順に80%までTACの網を掛けますよと。残りの20%については、現行水準というか、審査するぐらいだから好きに獲って良い

というような、そんな方向を考えているようなのですが。そういう認識で良いのでしょうか。

田中副主査 倉委員の認識で合っております。京都府は、全国シェアの8割の中に入っておりませんので、倉委員のとおり、おそらく現行水準という管理の数字になると思っており、その点は問題ないと思います。

葭矢会長 その他、御意見、御質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御質問等ないようですので、本議案は、特に問題がないということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。
次に、第2号議案「特定水産資源、まさば及びごまさば、ずわいがにの漁獲可能量について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

田中副主査 (第2号議案について説明)

葭矢会長 それでは、只今の京都府の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

最近のまさば及びごまさばの漁獲量については、558～1,299tで推移しております。令和8管理年度については、一応目安としては839tという数字がありますが、全国シェアは0.43%ということで、漁獲可能量は現行水準枠内かと思います。それから、ずわいがにについては、全国シェアが0.86%で、直近の漁獲で7.7tであったり30tという中で、25tという数字は別枠であるというふうに、知事の方では考えられて答申もされてきたということでございます。
畑崎委員どうぞ。

畑崎委員 まさば、ごまさばを獲る専門の漁業っていうのはあるのですか。

川崎技師 まさば、ごまさばが漁獲される漁業ということで、京都府ですと主に定置網漁業です。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。
これは、もうほぼ定置ですね。

川崎技師 はい。定置です。

葭矢会長 いかがでしょうか。この枠の中で管理される、ずわいがにを獲っておられる漁業者さんは、何件かあるのですかね。

川崎技師 この枠の中ですと、都道府県の漁獲可能量になるので、現在、府内では小型機船底曳網漁船が1隻になります。

葭矢会長 1隻だけなのですか。

川崎技師 はい。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。他の底曳網漁船は大臣許可ということで、大臣管理区分によりTAC管理されているということですか。

川崎技師 そうですね。大臣管理区分と知事管理区分があります。

葭矢会長 本件は、あくまでも知事が許可を出している、ずわいがに漁の漁獲管理ということですね。

狩野委員 だから1隻で25tぐらい獲れるということですね。

葭矢会長 そうということです。

川崎委員 1隻で25tの枠はありますが、ずわいがには、過去に多く漁獲された頃がピークだったので、来年は、そこまでは獲れないと思います。船主さんも、そのようなことを話していました。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。吉本委員どうぞ。

吉本委員 知事許可の小型底曳網漁船は、１隻しかいないのですか。

川崎技師 昨年まで２隻あったのですが、１隻は廃業されとの話があり、
現在、舞鶴地区の１隻のみと聞いております。

吉本委員 舞鶴地区と京丹後地区であわせて２隻でしたか。

川崎技師 京丹後地区は、全て沖合底曳網漁船ですので、舞鶴地区の２隻の
うち１隻が廃業されます。

吉本委員 私が現役の時には、小型底曳網漁船が２２隻ほどおりましたが。

葭矢会長 吉本委員が現役の頃は、多くの漁船がいたということですね。今
は大臣管理の漁船のほうが多いようですが、知事管理は実質１隻で
25tの枠があるということです。いかがでしょうか。

川崎委員 よろしいです。

葭矢会長 それでは御質問等ないようですので、本議案は、特に問題がない
ということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申をすることと
してよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。
次に第３号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制
限措置等について」を審議します。京都府から説明をお願いします。

川崎技師 （第３号議案について説明）

葭矢会長 手繰第一種漁業の制限措置等についての説明がありました。
この件につきまして、御意見、御質問ございましたらよろしくお
願いします。いかがでしょうか。
はい、倉委員さん。

倉 委 員 毎年こういう諮問があるのですか。

川崎技師 そうですね。京都府外の漁船に関しては1年で許可が満了します。
毎年、申請を受け付けるときには、事前に諮問させていただいて
おります。

倉 委 員 京都府内の漁船の許可期間は5年間ありますが、また来年、新規
で申請をする者がいるかもしれないということですか。

川崎技師 そうですね。許可の空き枠がある場合は、毎年申請期間を公示し、
期間内に新規申請があれば、受け付ける形式をとっています。

倉 委 員 わかりました。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。

川崎委員 入会の許可に関する内容については、6月の京都と福井の漁業
者の2者間の懇談会で決定するのではないのですか。

川崎技師 京都府と福井県との小型底びき網操業に関する協定書に関して
は、京都府から福井へ入る方と、福井から京都府へ入る方が互いに
一部の海域で操業できるよう結ばれた協定で、現状は、京都府から
福井に入る方がいないので、福井から一方的に入られています。今
年の6月で内容が変わるところは、まだ議論されていませんが、今
後、京都府と福井県漁業関係者間で調整することになります。お
そらく令和9年5月31日に、現行協定の有効期間が失効しますの
で、その切り換え時に、現在の実態に合わせた内容で協定を結ぶの
か協議出来ればと思っております。

川崎委員 入会船の隻数が、京都と福井で平等ではないという意見が結構
底曳き網漁船の方から出ていまして、今後どうなるかと思っていた。
来週ぐらいに2者懇があると思うので、その結果について確認され
てから、この諮問をしてほしいと思うのですがね。

川崎技師 そうですね、2者懇に関しては、お互いの操業の実態について話

し合いをされると思いますが、本格的に協定の内容をどうするかは、まだ協議が煮詰まっていないので、この協定の期限が満了後、切り替わる時点で決定されることになるかと思います。

川崎委員 これは来年になるわけですね。

川崎技師 そうですね。来年の切り換えのタイミングという話になります。

川崎委員 わかりました。

葭矢会長 これは、10t 未満の 1 1 隻、それから 10t 以上 15t 未満の 5 隻と枠が決めてあるのですが、誰に許可をするというところで、漁業を営む者の資格の中で、協定書第 2 の 2 に規定する「許可申請予定者名簿」は、いつの時点で出てくるのですか。

川崎技師 許可申請者の名簿は、毎年 5 月に福井県庁から京都府に共有されます。名簿記載の方々が京都府に申請されます。

葭矢会長 その申請予定の合計が 1 1 隻であり 5 隻、これが上限なわけですね。

川崎技師 そうですね。1 1 隻と 5 隻に関しては、当初、協定書で定めた内容の上限となっていますが、今年の申請予定隻数は、1 1 隻と聞いております。

葭矢会長 先ほど 2 者懇の話が川崎委員から出ましたので、タイムスケジュール的に、混乱がなくスムーズに許可できるのか心配したのですが、けれども、そのあたりは大丈夫なんですかね。

川崎技師 それに関しては、今回の許可と 2 者懇の内容は別のものと考えています。2 者懇については、この許可が出された後、今後どのように進めていくかを協議する場になるかと思います。そのため、今年については、従来と変わらず今回の許可を受けた上で、操業を行うことになると思います。

葭矢会長 結論から言うと 2 者懇より前に、この諮問を審議していますけ

れども、この内容で、特に、福井県への許可は1年許可ですので、その1年間については、京都府と福井県の漁業者間で混乱は生じないとの認識でよろしいですかね。

川崎技師 そうですね、その通りです。

葭矢会長 わかりました。その他にいかがでしょうか。どうぞ倉委員。

倉 委 員 只今、2者懇というのがあったのですが、それは福井県と京都府の2者ということですね。それからもう1つバランスが悪いというふうなこともあったかと思うのですが、要するに、福井県の方が圧倒的に隻数が多くて、京都府はだんだん減っていく。
京都府の小型底曳き網漁船は1隻で操業しているのに、福井県からは16隻ということなので、その辺のバランスも考えて欲しいという話ですね。

葭矢会長 この大枠を決めるために、福井県と京都府の間で打ち合わせもしましたよね。

川崎技師 実際、合計で16隻というところも、福井県でも、年々漁船が減ってきている実態があり、今回の制限措置でも書いております許可隻数などに関しましても、京都府の知事許可漁業の取扱方針の中で決めておりまして、それも実態に即して隻数を減少する状況になっております。

葭矢会長 福井県も操業されている隻数は、相当減ってきているのですか。

川崎技師 操業する漁業者が減少しているのと、一部では、小型底曳網漁業から沖合底曳網漁業へ変更されるというような話も聞いております。

葭矢会長 わかりました。よろしいですか。狩野委員どうぞ。

狩野委員 お互いに数が減って、京都は京都、福井は福井というところも、数字を合わせないといけない話だと思う。そのような内容について協議に向けて打ち合わせをすれば良いと思うので、今回の委員会で

真摯に受け止めてもらい進めていただければと思います。

川崎技師 京都府の漁船が減る一方で、だんだんと入会の漁船の数が不公平になってきている意見も伺っておりますので、それらを踏まえ協定の中身も実態に即したものに変わっていく方向で調整できればと思います。

葭矢会長 これは漁業調整担当者に言うべきですが、漁業の育成というのを、しっかりとやるべきだと思います。なかなか大きな投資が伴うのが漁業です。また、沖合に出て、船員さんも含め危険な状態の中で操業する形態ですので、なかなか難しいと思うのですが、行政からも支援を図りながら、京都府の沖合で操業していただける漁業者の育成というのも、一方ではしっかりと考えていただきたいと思います。これは、私の要望でありまして漁調委の要望じゃないのですが、今の話を聞いていまして、福井から入ってこなくても、他の県などが入ってくる可能性もあるということです。京都府の沖合海面で十分に操業ができるような状態を常に作っておく。そのための仕組みをきちっと作っておくというのが必要だと思います。今後、京都府、それから漁業関係者さんも含めて頑張りたいと思います。その他、何かありますか。よろしいですか。

それでは他に御発言がないようですので、本議案は、特に問題がないということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

続いて報告事項に移りたいと思います。報告事項1「令和7年度のくろまぐろの融通及び漁獲結果について」、京都府から説明をお願いします。

田中副主査 (報告事項(1)について説明)

葭矢会長 それでは令和7年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について、報告をいただきました。この報告結果につきまして、御質問等

ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ倉委員。

倉委員 こういう仕組みの中で操業させていただいている関係上、実感として、くろまぐろは増えてきている、と現場の方から話がたくさん上がってきています。現在の日本の枠は、来年まで有効ですね。毎年資源量が増えてきているので、今後さらに逃がす作業が増えてくると思うのですね。増えた分だけさらに逃がさなあかんということで、現場は大変疲弊しています。逃がす時間と労力、こういったことが重なって、随分と限界まで来ているのと違うかなというふうに思っておるのですが、思いどおりに獲れるようにして欲しいということは、日本全国の定置漁業者の思いであって、そういうことを都道府県を通じて水産庁へ要望している。それから業界団体も水産庁へ要望している。それを受けて、水産庁はW C P F C (中西部太平洋まぐろ類委員会)の方へ、毎年その会議があるかないかまではわからないですが、少なくとも来年までは今の数量を守ってほしいという話だと思ふのですね。そんなふうにして、しっかりと守らなければいけないのなら、もう破棄したらどうだと。破棄して思うように獲らして欲しいなど。そういう意見まで出てきています。それで今一番板挟みになっているのは水産庁だろうなと思っています。もうこの問題を解決する手だて、解決方法というのは、ないのでしょいか。もう現行で放流を続けるしかないのだろうか。今、そこまで深刻なことになってきていますので、くろまぐろ資源は増えるけど獲ることができないので、現場は大変混乱しています。何か良い方法があれば、一刻も早くそれを導入すればいいと思うのですが。何か良い方法はないのですか。

葭矢会長 おそらく行政サイドから、水産庁それから水産試験研究所に、何かそういう技術的なところで、改良ができないかという話があった、漁調委関係の全漁調連でも、この同じ内容についてですね、要望事項として挙げております。ただ水産庁さんの方も、何ていうのですかね。事務方、要するに官僚ができることは、もう限られているので、いろんな手法で、現場の、やはりこう苦労しているということを実際に体験してもらい実感してもらおうということが非常に大切であると思っています。先ほど、事務局長と話しをしているときに、水産庁の職員に半年ぐらい来てもらい、じっくりと研修してもらう

と、机上で考える資源管理と実際の現場の乖離というのを踏まえた上で、やはり国際レベルでいくと日本人の操業形態と違うところから意見が出てくるので、要望が通りにくいとも思うのですけれども特に日本の場合は漁業の形態が、ちょっと違うところがあるので、そういうのも含めて現場の声をしっかりと国際会議の中にでも持っていけるようなことが、今後は必要なのかなと思います。今、倉委員さんが言われたことについても、答えにくいですが。水産庁の会議の際に発言する機会があれば、現場では大変な目に遭っておられますってということ伝えていただければと思います。漁調委として同じようなかたちであげておりますので。

倉委員 はい。わかりました。

田中副主査 ちょっと話がそれるかもしれませんが、今年から京都府へ水産庁の職員が1名出向しております、資源管理を担当するということで、本来であれば、委員会に出席するべきなのですが、別に開催されておりますぶり関連のワーキンググループ会議に出席する必要があります。欠席しておりますが、当該職員は水産庁官僚ですので、現場に近い仕事をさせてあげて欲しいというようなオーダーを受けており、先ほど葭矢会長からも発言がありまして、ちょうど現場との乖離をすり合わせるいい機会であると思っておりますので、我々、資源管理関連の会議ですとか、そのような事案がありましたら、この職員を連れて、現場へ足を運びたいと思っておりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。水産庁から出向により京都府に来ていただいているみたいですね。いい機会ですので、府の定置網漁船に乗って欲しいとか、思ったところがあれば、何でもよろしいのでありませんか。畑崎委員どうぞ。

畑崎委員 自分も18歳からずっと現在まで定置網漁船に乗っており、来年の12月で定年なのですが、くろまぐろの資源管理をやりだしてから全然資源量が違います。今日だって、放流しているから昔は入網しなかった大型魚も入ります。今の若い子たちが、10代から30代のこれから未来を背負っていく子らが、くろまぐろは、ほぼ放流しているのですから、さらに今度は、ぶりも制限の対象に

なってきた、これでは何を獲って水揚げすれば良いのかみたいなことになってきています。自分の会社の人数が15～16人で、これを養っていかなければならない。くろまぐろのように、ぶりも放流しなければならぬことになる、若い子の気持ちも失せてしまう。そういうところも踏まえて、現場の自分らみたいな漁業者の気持ちも汲んでもらって対応もして欲しいし、放流の目的についても、こういう場に来る組合長や社長はみんな分かるけど、一般職員の若い子にはわからない。若い者が納得できるように説明して欲しいです。

倉 委 員 結局、他国も一緒になってやっているのだから、くろまぐろは仕方ないと思います。だけど、さばやずわいがに、するめいかは、日本国内で完結する話ですから、そんなに厳しくやらなくてもいいんじゃないかと思います。昨年末のスルメイカのように、資源評価を理屈に持ってきて、漁獲量の縛りが厳しくなっているのだけど。

畑崎委員がお話しされたように、漁業振興のために、それから後継者を育成するためにも、くろまぐろ自体はもっと柔軟にやってもらった方がいいと思います。多分この次はサワラもTAC対象になってくると思います。ますます漁業を希望する若者というのは減ってきますよ。いくら海の民学舎で気張ったって、漁業をやろうかなという若者は、さらに減ってくると思いますよ。

葎矢会長 組合長の方からですね忌憚のない御意見をいただきました。間違いないと思います。確かに資源管理上、永続的にやるのは大切なのですが、担い手の方が生活を安定するような仕組みで漁業を永続的にやっていける、やりがいのある産業として育成していくというのが一番大切だと思いますのでね。くろまぐろは今回言われたように国際的な制限がありますが、それ以外の魚種については、日本独特の管理の仕方というものを、国際的にも認知されるような努力も必要なのかなと思います。倉委員の意見を集約すると、そういうことだったと思いましたので、重ねて意見させていただきました。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項2「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第62回）について」、事務局から説明をお願いします。

本多次長

（報告事項（2）について説明）

葭矢会長

只今、事務局から総会の結果について説明がありました。今後、水産庁へ要望する7月初旬、日程は調整をするということです。

京都府の要望を中心に主体的に説明がありました。もちろん、京都府があげている要望は他県からもあがっている場合もありますし、トータルで整理するとこんな形になりますよということです。

全漁調連の事務局は山口県の海区が担当してくれていまして、精力的に取りまとめをしてくれたということです。いかがでしょうか。7月に国の方へ要望に行くわけですが、また結果が整理されて提出されましたら、この場で報告させていただきたいと思います。特になければ、次の報告事項に移らせていただきますが、よろしいですか。

それでは、次の報告事項3になります。「大中型まき網漁業との調整を考える会第38回幹事会について」、事務局から説明をお願いします。

本多次長

(報告事項(3)について説明)

葭矢会長

それでは只今の説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。倉委員どうぞ。

倉 委 員

連絡系統フロー図について、漁業者から漁協支所または本所を通じて水産事務所へ、もう一方は、各会員から代表者を通じて水産事務所へ、というような系統なのですが、通常、まき網船の操業というのは夜中ですよ、実際にやっているとか、そういう時に、このフロー図ではおそらく動かないと思うのです。そのあたりは想定というか前提として、説明されているのですか。

葭矢会長

事務局どうぞ。

本多次長

これはですね、まず連絡系統の素案を示した上で作っておりまして、工夫できるところは工夫をしてですね、改良、修正を加えながら、従前よりも幅広い時間帯に対応できるような系統にすることを目的にしております。先ほどお話がありましたように夜中は無理でも、朝夕の時間帯などできるだけ早い段階で、早期発見早期情報

伝達可能な体制づくりを考えております。

倉 委 員 水産事務所としては、このような結果になりましたと報告をなされたらよろしいのでしょうか、周知にあたって本所あたりは認識しているかも知れませんが、各支所まではおりてないと思うのですよね。そういった面が少しやりにくいというか、これを動かすのは大変だなというふうに感じたので、意見させていただきました。それから、報告事項2に戻るのですが、全漁調連の通常総会で、こんな10ページにもわたるような要望書を出してですね。おそらく同じような内容で毎年出しているんじゃないですか。この要望に対して、こうします、ああしますという回答はあるのですか。ほとんどないのですか。要望だけで終わってしまうという。

本多次長 そういうことではございません。要望書に対する回答書と一覧表が送付されます。内容につきましては、次回以降の委員会でお示しします。但し、要望の数が多く多岐にわたっているため、回答によっては、ある程度要約され事務的な内容になっているものもあります。従前よりも回答内容の改善を図るため、要望の数を減らすなど、全漁調連でも内容集約などの対応はされてきましたが、現行の要望書については、何十年にもわたり、全国の各海区漁調委からだされた要望を反映した結果、膨らんでいったということです。この状況をどこかで整理しないといけないということで、全漁調連では、今年度から来年度にかけて、要望のあり方を変えていくための協議がされているところです。

今後の委員会で来年度の全漁調連要望案についてお諮りすることになると思いますので、その際には、要望内容を少しでも整理した上でお示しできればと考えております。

倉 委 員 要望する側の立場からすると、国に対してこんなことをやって欲しい、あんなことをやって欲しいというものがあるのに、国がこれを仕事として認識しているかどうか。国の行政としての根幹というか、姿勢に関わる問題だと思うのです。これもしっかりと強力に要望してやってください。我々も要望できることはさせてもらいます。

葭矢会長 国への要望は多岐にわたっており、水産庁、外務省、国交省、海

上保安庁も含めます。ここまでは頑張っているというところが多いので、どうしてもまだ、残っていくようなかたちになってくると思うのですが、ただ、そのあたり見極めをしてスリムにしたいと、水産庁等、国の回答もさらに踏み込んで欲しいのですけれども、なかなかその辺までは、後回しになっているので、少しその辺りを改めるかということで、今、現行の要望内容の見直しがかかっていると思いますので、そのあたりが纏まりましたら、案として委員会の場で、協議の上御意見等をいただきたいと思います。連絡体制については、確かに府漁協の方にも出席いただいたのですが、どこまでやるのかというのは、まだ詰めきれていないので、大枠はこれでいいんじゃないかっていう話をされておりましたけれども、もう少し具体的にどうするのかそのあたりを今後詰めていきたいとのことでした。

その他いかがでしょうか。

それでは、大中型まき網漁業との調整を考える会の幹事会から要望の案が出てそれを整理の上、6月10日に金沢市で開催されます中西部日本海のまき網漁業協議会の船主部会の場で要望活動をさせていただき、回答がありましたら説明させていただきたいと思います。京都府としては安全に操業できるように、遵守して欲しいということは繰り返し話をしていかなければなりませんし要望書の中では舞鶴湾内では減速して欲しいということは書いていますけれども、湾口のところで増速しているとの話もありましたので、これは私の方から口頭で、しっかりと説明をさせていただきたいなと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

【発言者なし】

それでは、次の報告事項4になります。「第23期京都海区漁業調整委員会の本年度の予定について」、事務局から説明をお願いします。

塩見主事
本多次長

(報告事項(4)について説明)

葭矢会長

只今の報告事項につきまして、御意見等ございますか。また、事

事務局から連絡事項などありますか。

本多次長 事務局からです。次回の委員会の日程について、委員様のお手元に日程調整用紙を配付しております。つきましては、7月中旬以降、13日の月曜日から17日の金曜日又は21日の火曜日から24日の金曜日の間で、1時30分以降、予定が空いておられましたら○印をつけていただき、小職までファックス又はメール等で回答いただければと思います。そして、本日も非常に暑い日でしたが、次回以降も服装の方はクールビズで、ネクタイ等は非着用とし軽装にて出席いただければ結構ですので、御承知願いたいと思います。事務局からは以上です。

葭矢会長 それでは、これをもちまして、第9回委員会を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。
お疲れ様でした。

【閉会 午後3時50分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和8年7月14日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員